

横浜市港湾審議会条例

資料

No.

2

制定 昭和39年6月15日条例第85号
最近改正 平成15年10月3日条例第55号

横浜市港湾審議会条例をここに公布する。

横浜市港湾審議会条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第35条の2第2項の規定に基づき、横浜市港湾審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 法第3条の3第1項の港湾計画に関すること。
- (2) 法第43条の5第1項の港湾環境整備負担金に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 横浜市議会議員
- (4) 港湾関係団体の代表者
- (5) 横浜市の住民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が特に必要と認めたときは、議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(専門委員会)

第 7 条 審議会に、専門の事項を審議し、または調査研究するため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、あらかじめ審議会の委員長に諮って、関係行政機関の職員、

学識経験のある者、港湾関係団体の構成員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審議、または調査研究が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員会において議決された事項及び調査研究された事項は、次の審議会に議案として、提出しなければならない。

(幹事会)

第 8 条 審議会に、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事若干人をもって組織する。
- 3 幹事は、委員のうちから、審議会が推薦した者を、市長が任命する。
- 4 幹事の任期は、委員の任期による。
- 5 幹事会は、第 2 条の所掌事務のうち、審議会があらかじめ委任した軽易な事項を審議し、議決することができる。
- 6 前項の議決は、審議会の議決とする。
- 7 幹事会は、第 5 項の議決をしたときは、その内容を次の審議会に報告しなければならない。

(書記)

第 9 条 審議会に、書記若干人を置く。

- 2 書記は、横浜市職員のうちから、市長が任命する。
- 3 書記は、委員長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、港湾局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、市長が行なう。

付 則 (昭和 49 年 3 月条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初の横浜市港湾審議会の招集は、市長が行なう。

附 則 (平成 15 年 10 月条例第 55 号)

この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。